

第14回証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会（書面）

2022年1月20日

議 案

（報告事項）

- 「サステナビリティ基準ワーキング・グループ」の設置について

以 上

## 「サステナビリティ基準ワーキング・グループ」の設置について

2022年1月

日本証券業協会

### 1. 設置の趣旨

2021年、IFRS財団のもとに国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設置されたことを受けて、サステナビリティ報告に係る国際基準の策定プロセスが本格化する見込みである。

IFRS財団のオーバーサイトを主導する証券監督者国際機構（IOSCO）の作業計画においては、①2022年半ばまでの気候変動関連報告の基準を策定すること及び②その他のサステナビリティ報告に関する国際基準策定に向けた検討を開始することとされている。

わが国においては、財務会計基準機構がサステナビリティ基準委員会等の設置を決定し、国内のサステナビリティ報告に係る基準についても策定プロセスが本格化する見込みである。

こうした状況の下、サステナビリティ報告に係る基準の策定に関し、証券業界として適切な意見発信を行うため、サステナブルファイナンス推進委員会の下に「サステナビリティ基準ワーキング・グループ」（以下「ワーキング」という。）を設置することとする。

### 2. 検討事項

サステナビリティ報告に係る基準案に対する証券業界としての意見発信について検討を行う。

### 3. 構成

- (1) ワーキングの人数は10名程度とする。
- (2) ワーキングの委員は、会員（グループ会社を含む。）の役職員から選任する。
- (3) ワーキングには主査を置く。
- (4) ワーキングには、副主査を置くことができる。
- (5) ワーキングには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (6) ワーキングは、必要に応じ関係者に出席を求めることができる。

### 4. 運営

ワーキングの検討状況等については、適宜、サステナブルファイナンス推進委員会に報告を行う。

### 5. 事務の所管

ワーキングの庶務は、本協会調査部が担当する。

以 上